

令和2年度 男女共同参画審議会

○日 時：令和3年3月24日（水）

午前10時～

○場 所：精華町役場 審議会室

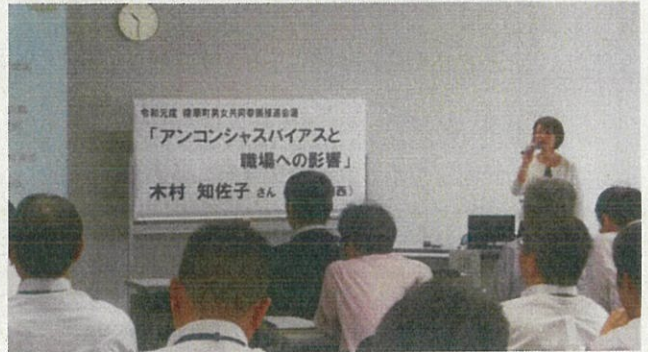
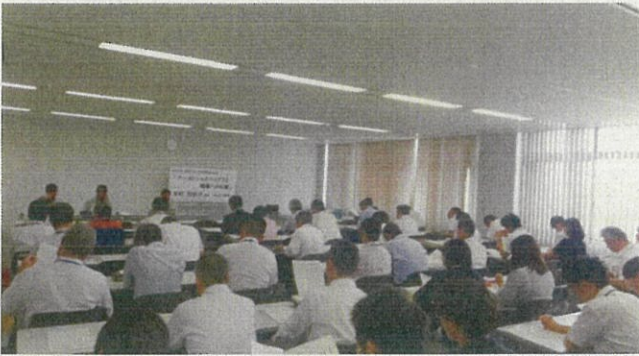
令和元年度男女共同参画推進事業実施報告

月	事業実施内容	備考
4月	推進会議委員(新規9名)任命	
	新規採用職員研修(人権・男女共同参画)	参加者16名
	男女共同参画ミニ通信Vol.77「危険がいっぱい「JKビジネス」」	
5月	男女共同参画ミニ通信Vol.78「男女平等 日本は110位」	
6月	男女共同参画審議会委員(交代3名)任命	
	男女共同参画推進研究会委員任命	12名
	2日 ふれあいまつり『男女共同参画コーナー』	
	19日 第1回男女共同参画推進会議・研究会研修(木村知佐子(WLBC関西)「アンコンシャスバイアス」)	参加者48名
	23～29日 男女共同参画週間啓発(22～30日:パネル展示)	
	男女共同参画ミニ通信Vol.79「6月23日から男女共同参画週間」	
7月	8日 第1回男女共同参画審議会	出席者10名
	男女共同参画ミニ通信Vol.80「大切なあなた」	
8月	27日 男女共同参画講座(石蔵文信「『夫源病』という言葉を作った石蔵文信医師に聞く夫婦円満に暮らすコツとは?」)	参加者116名
	男女共同参画ミニ通信Vol.81「まちの男女共同参画進捗状況」	資料1、資料2
9月	27日 男女共同参画審議会委員選考会	
	男女共同参画ミニ通信Vol.82「あなたのSOGIは?」	
10月	男女共同参画ミニ通信Vol.83「大切なメディアリテラシー」	
11月	1日 第2回男女共同参画審議会及び審議会委員任命	参加者12名
	12～25日 DV防止啓発週間(18～24日:パネル展示、13日:街頭啓発)	街頭啓発参加者14名
	町内医療機関等にDV防止啓発冊子の配布	
	男女共同参画ミニ通信Vol.84「DVに気付いてください(1)」	
12月	男女共同参画ミニ通信Vol.85「DVに気付いてください(2)」	
1月	22～31日 男女共同参画に関する職員アンケート	
	成人式参加者に若者向け啓発冊子の配布	約450人
	男女共同参画ミニ通信Vol.86「時代を作っていくのは私たち」	
2月	25日 「精華こころの相談室」意見交換会	
	男女共同参画ミニ通信Vol.87「生きやすい社会へ」	
3月	13日 第2回精華町男女共同参画推進研究会	参加者8名
	男女共同参画ミニ通信Vol.88「独りで悩まないで」	

ふれあいまつり(6月2日開催)



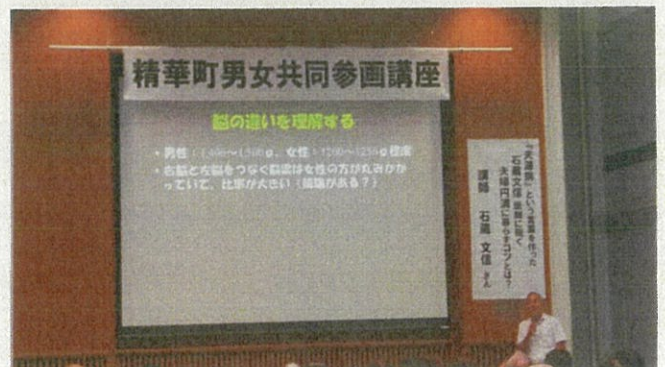
第1回男女共同参画推進会議・研究会研修(6月19日開催)



男女共同参画週間(6月22日～30日)パネル展示



男女共同参画講座(8月27日)



DV防止啓発週間(11月12日～25日)パネル展示



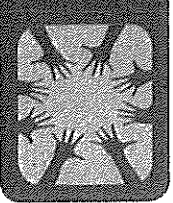
DV防止啓発該当啓発(11月13日)



第2回精華町男女共同参画推進研究会(3月13日開催)



危険がいっぱい「JKビジネス」



「JKビジネス」とは、女子高校生（もしくは同年齢の女子）に、マッサージュや添い寝（JKリフレ）、会話やゲームの相手（JKコミコ）、店外での散歩（JKお散歩）などをさせる営業形態ですが、実は「裏オプシオン」と称した性的サービスや売春が陰で行われています。4月は進学や就職などで生活環境が大きく変わり、このような被害に遭うリスクが高いため、「AV出演強要・JKビジネス」等被害防止月間」と位置付けられています。

◆スマホにひそむ勧誘

女子高校生は家庭と学校だけの非常に狭い世界で生きていくように見えて、実はスマホを駆使して多くの情報やつながりを持っていきます。「自分はだまされなから大丈夫」「怪しい人はブロックするから大丈夫」と思っている、社会経験や判断力が未熟な女子高校生をJKビジネス業者がだますのは簡単です。

LINEやツイッターなどのSNSを駆使し、「薬にお金が稼げる」「アバターを作って出会えるから安心」「ゲームを通して友だちをつくらう」と甘い言葉で誘い、ごく普通の高校生を言葉巧みに「JKビジネス」に取り込んでいくのです。

◆甘く巧みなシステム

JKビジネス業者は、女子高校生の心理や行動パターンを熟知していて、女性

スタッフが優しく恋愛相談に乗ったり、男性スタッフが宿題を手伝ったりして彼女たちの気持ちをつかみ、心理的にコントロールして、自ら進んで働くように仕向けます。

女子高校生は、被害を認識するどころか、親切にしてくれるスタッフに恩を感じている場合もあるのです。

◆危険と隣り合わせ困った時は

「薬をして稼げるバイト」には必ず裏があります。性的サービスや売春を強要されたり、悪質な客からストーカー被害を受けたり、犯罪に巻き込まれることもあります。お金が得られても、心身に傷を負ったり、信頼を失ったり、金銭感覚がゆがんでしまったりと、失うものの方が大きいのです。

被害に遭っても、親に隠れて働いたり、親からの虐待や家庭の崩壊により頼れる大人がいなかったり、あるいは被害を訴える知識がなかったりすると、誰にも相談しないうちに被害が深刻になっていきます。うまい話には乗らないのが一番ですが、もし被害に遭ってしまったら、迷わず左記に相談しましょう。

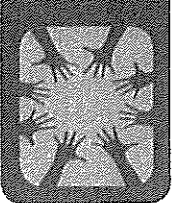
・京都府警察本部「ヤングテレホン」
☎075-155117500

（年中無休24時間受付）

閩人権啓発課男女共同参画係

☎95-11919

男女平等 日本は110位



「ジェンダー・ギャップ指数2018」が昨年12月に発表されました。これは、世界経済フォーラムが政治・経済・教育・保健の4分野の男女格差の大きさについて、男女平等を1、完全不平等を0として数値化し、国別に順位付けした指数です。日本は前年の114位から110位に順位を上げましたが、依然としてG7諸国とロシアを含む先進8カ国の中で最下位です。男女格差が最も小さい国は、10年連続でアイスランドでした。

◆ほぼ男女平等の「健康」「教育」

健康分野と教育分野では男女格差がほとんどみられません。健康分野では0.979という高いスコアでしたが、スコア0.980の1位の国が40カ国あるため、日本は昨年の1位から41位になりました。

教育分野では、昨年の74位から65位に上がりました。初等教育、中等教育の就学率の男女比は完全平等の1ですが、生涯賃金や経済的自立にも関係する高等教育（大学など高等学校卒業後に受ける教育）の就学率は、男性に比べて女性が低い状況にあります。

◆格差が大きい「経済」「政治」

経済分野では5項目全てでスコアが改善したものの、順位は昨年の114位から117位に下がりました。幹部・管理

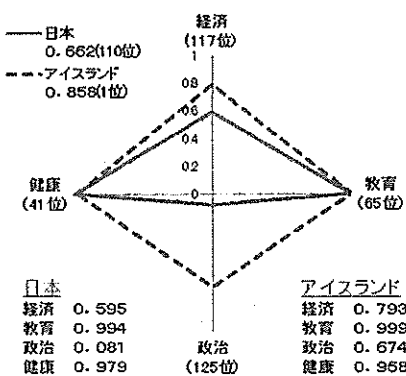
職における男女差の項目のスコアが低く、社長や取締役など企業のリーダーに女性が少ないことが問題です。

政治分野でも、順位は123位から125位に下がっています。日本では未だに女性総理大臣が誕生しておらず、議員の女性比率も世界平均よりも低いという結果でした。

◆早急な対策を

日本における男女格差の解消はスピードが遅く、今のままでは解消に100年以上かかるといわれています。一方、少子高齢化は急速に進んでおり、性別にかかわらず誰もが能力を発揮できる社会への変革が早急に求められています。

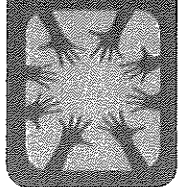
ジェンダー・ギャップ指数(2018)



閩人権啓発課男女共同参画係

☎95-11919

6月23日から男女共同参画週間



毎年6月23日～29日は男女共同参画週間です。内閣府は今年度、女性も男性も一人ひとりが「学び」を通じ、多様なライフキャリアの形成と選択ができる社会の実現をテーマにキヤッチフレーズを募集し、「男女共同参画」を知る学びを考える私の人生私が作る。が選ばれました。

◆大学進学率に見る男女差

「学び」といえば、まず学校が思い浮かびます。現在、高等学校進学率は男女差がほとんどありません。日本では性別にかかわらず平等に教育が受けられると思われがちですが、文部科学省「学校基本調査」によると、43年前の昭和51年の大学進学率は、女子約13%、男子約40%で大きな男女差がありました。平成29年の同調査でも、女子約49%、男子約55%で、まだ6%の男女差があります。

◆大学入試で女性差別

昨年、東京医科大学の入学試験で、女子と4浪以上の男子受験生が不利になる得点操作があったことが明らかになりました。公正性が強く求められる入試で、学ぶ意欲のある学生が、女性であるというだけで差別的な扱いを受けたのです。背景には、卒業後に系列病院で働くことが多い女性医師が結婚や出産で離職すれば、系列病院の医師が不足する恐れが

あるからだともいわれていますが、それは入試とは別の問題です。系列病院が、女性医師が離職せずすみ、男性医師も働きやすい環境作りを工夫することが本題だったのではないのでしょうか。

◆性別役割分担意識の影響

性別を理由に、学ぶ機会や能力の芽を摘んでいませんか。例えば：

- ・ 男は大学まで、女は短大まで
- ・ 浪人、男はいいが、女はだめ
- ・ 女が理系に進むなんて：
- ・ 男が保育士になるなんて：
- ・ 女はかわいげがあればいい
- ・ 男は一家の大黒柱、女は家事・育児

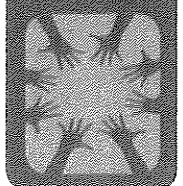
これらには、「男性はリーダーシップをとり、精神的にも経済的にも女性より強くあるべき」や、「女性は一歩下がって男性を立て、家庭を守り、外で働く男性を支えるべき」といった、昔ながらの性別役割分担意識が大きく影響しています。

人々の生き方・考え方が多様化した現在、男女の役割を固定的に考えるこの意識が強いと、自分にも他人にも窮屈な生き方を強い、性別にとらわれて夢や将来の道を閉ざしてしまう危険性があります。誰もが、性別によって学びの機会を狭められないことが望まれます。

圃人権啓発課男女共同参画係

☎95-11919

大切なあなた



あなたはどんな時に自分の存在価値を感じる事ができますか？SNSの「いいね」やフォロワー数によってですか？誰かに認められることはとても嬉しいことですが、人の評価はもろくはかないものです。人からの評価に一喜一憂し、自信を失ったり有頂天になったりするのが人間です。しかし、たとえどんなに人生がうまくいかない時でも、この世でたった一人ぼっちで孤立無援だと感じる時でも、自分の中に常に自分を照らし続ける明かりを持つていることはとても大切です。これは自分への信頼ともいえるもので、誰も認めてくれなくても、誰も褒めてくれなくても、自分は自分でいいし、ここにいていいし、自分は大切な存在だと思える感覚を「自己肯定感」といいます。

◆自己肯定感が低いと：

自己肯定感が低いと、そもそも自分にはあまり価値がないと思っっているため、力で人を支配したい人につけ込まれやすくなります。例えば、恋人や配偶者から不当な暴言や暴力を受けても、自分の尊厳が傷つけられていることに気づけなかったり、気づいても、自分を傷つけている相手を自分より優先させたりして、自分を守ることができないのです。

暴言や暴力を受け続けると、「どうせこんな自分だから、ひどいことをされても仕方ない」「自分さえ我慢すればいい」という思考に陥り、「自分は本当はどうしたいのか」もわからなくなり、支配関係から抜け出せなくなります。

◆自己肯定感を育むことができる

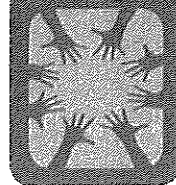
もしあなたの自己肯定感が砕かれてしまったとしても、何度でも自己肯定感を育てていくことができます。安全な環境の中で、安心できる人や自然などの触れ合いや、何気ない日常や仕事を積み重ねていくことで、少しずつ自分を取り戻し回復していきけるのです。

もし苦しくなったら、「精華町こころの相談室」もご利用ください（本誌34ページ「今月の各種相談日」をご覧ください）。

圃人権啓発課男女共同参画係

☎95-11919

まちの男女共同参画進捗状況



町では、全ての人が個人として尊重され、個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現を目指し、平成27年3月に「精華町第2次男女共同参画計画」を策定しました。この計画では、取り組みを進めるための指標と、平成31年度（令和元年度）の目標値を設定しています。今回は平成27年度から30年度の進捗状況などをお知らせします。

- ・町役場の男性職員の育児休業取得率：0%（10%）
- ・子育て世代における女性の労働力率（国勢調査）：30〜34歳68%（77%）、35〜39歳67%（63%）
- ・審議会などの女性委員登用割合：28%（40%）
- ・特定健診、乳がん、子宮がん受診率：45.2%、42.7%、37.1%（60%、50%、50%）
- ・女性委員のいる審議会の割合：90.5%（100%）
- ・町役場の女性管理職比率（課長級以上）：9.3%（30%）

◆5年間の累積の目標値に対する4年間の進捗状況

- （ ）は目標値
- ・男女共同参画に関する研修会などの参加人数：763人（1000人）
- ・DV防止啓発資料の作成・配布：8208部（1万部）
- ・ふれあいサロンの開設地区数：35カ所（33カ所）
- ・父子手帳・父親向けの啓発冊子の配布数：3138部（3250部）
- ・ボランティア養成研修会の実施：4回（5回）

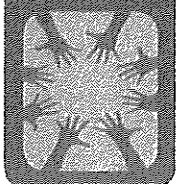
◆単年度目標値に対する平成30年度状況

- ・人権研修会の実施：3回（3回）
- ・メディア・リテラシー向上のための広報誌への記事の掲載：1回（1回）

閩人権啓発課男女共同参画係

☎95-1919

あなたのSOGIは？



LGBTは、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性別違和）の頭文字ですが、性的少数者はそれだけではありません。

◆多様なSOGIと性的少数者

人間の性は多様で、LGBTだけではなく誰もがさまざまなセクシュアリティ（性のありよう）を持っています。そのセクシュアリティの要素である「恋愛対象になる性別・生まれもった体の性別・自認している心の性別」をSOGIといいます。

「恋愛対象が異性で、体の性別と心の性別が同じ」というSOGIの人が多いため、そうではないSOGIの人は性的少数者として生き辛さを抱えがちです。

ソジ SOGIとは？
Sexual Orientation と Gender Identity の頭文字を合わせた言葉です

SO (性的指向) Sexual Orientation
→ 恋愛対象になる性別/好きになる性別

GI (性自認) Gender Identity
→ 生まれもった体の性別
→ 自分が認識している心の性別

では、あなたの SOGI は？
下の の、このあたりだと思うところに、
印 をつけてみましょう！

印は、 も、
広範囲の も、
複数の も、
印がつけられないことも、
あります

セクシュアリティは
人と違ってあたりまえ！
グラデーションのように
多様です

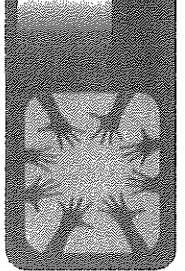
恋愛対象になる性別	女性 <input type="checkbox"/>	男性 <input type="checkbox"/>
生まれもった体の性別	女性 <input type="checkbox"/>	男性 <input type="checkbox"/>
認識している心の性別	女性 <input type="checkbox"/>	男性 <input type="checkbox"/>

多様なSOGIを認め合い、互いを尊重し合える社会にしていきたいです。

閩人権啓発課男女共同参画係

☎95-1919

大切なメディアリテラシー



メディアリテラシーとは、メディアからの情報を鵜呑みにせず、その真偽を主体的に読み解く力、正しく安全に発信する力のことです。インターネットやスマートフォン（スマホ）の普及により、メディアからの情報を受け取るだけでなく自ら発信できる時代になり、スマホで撮った写真や動画をLINEやツイッターなどのSNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）に投稿することが身近になった今、そこに潜む危険を知っておくことが大切です。

◆その投稿、大丈夫？

たとえば、日常生活やデートなどの親密な様子を写真と共にSNSに投稿。インターネットに投稿された画像は世界中から閲覧可能になります。投稿から第三者に自宅を突き止められてストーリー被害に遭う、投稿した画像がコピーされ加工・悪用されるなど、さまざまな危険があります。ひとたび拡散された情報を完全に削除するのは困難です。

◆悪意のある投稿

たとえば、リベンジポルノ。これは、恋人や配偶者と別れた腹いせに、相手の裸や性行為中の画像を本人の同意なくインターネット上で公開することです。「愛し合っている証」として性的な画像

を撮影する人も、本当は嫌なのに相手に頼まれて断れず嫌々撮影に応じる人もいるでしょう。交際が順調なときは後々悪用されることまで考えないかもしれませんが、別れた後に嫌がらせや復讐目的で極めてプライベートな画像を公開・拡散されるリベンジポルノの被害は非常に深刻です。

そのため、2014年に「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）」が制定されました。

◆撮影、投稿は慎重に

インターネット上に公開された情報が拡散して完全に削除されず残り続けることを、一度入れたら消すのが難しい入れ墨に例えて、「デジタルタトゥー」といいます。

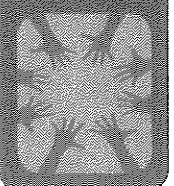
誰かへの仕返しや脅迫、人を傷つける手段としての投稿は決して許されないことですが実際問題として、個人情報容易に公開でき、それを削除することはほぼ不可能です。

あなたとあなたの家族や大切な人を守るために、加害者にも被害者にもならないために、SNSへの安易な投稿に潜む危険をぜひ知ってください。

個人権啓発課男女共同参画係

☎95-1919

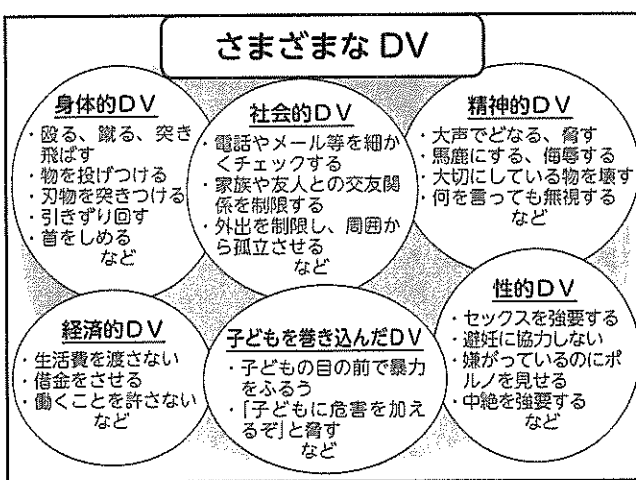
DVに気付いてください！



DVとは、配偶者や恋人などから振られる暴力のことです。被害者には男性もいますが、被害者の多くは女性です。

◆身体的な暴力だけがDV？
殴る・蹴るといった身体的DV以外にも、暴言や無視を続けて相手を追いつめる精神的DV、必要な生活費を渡さない経済的DVなど、左図のようにさまざまなDVがあります。

◆なぜ大切な人にDVをするの？
それは相手を自分に従わせて思い通りの



に支配したいからです。相手を所有物や格下と考え、夫婦や恋人関係では自分が優位に立ちたい、支配者でいたいのです。DVは、相手を自分に従わせるため、相手が自分に従わない罰、自分のイライラ解消のためなど、さまざまな理由で行われます。しかし、ふたりの間に役割分担や得意不得意があったとしても、配偶者や恋人は人として対等な関係であり、主従関係ではありません。

◆DV被害者の複雑な心理

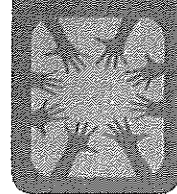
DVを受けると、不安や恐怖から相手の顔色を見て、相手を怒らせないように行動するようになります。相手がどう思うかが行動の基準になり、自分の感情を封じ込めていくのです。しかし、どんなに努力してもDVを受け続けると、何をしても無駄だと感じ、状況を変えることを諦め、生き延びるためにDVのある環境に何とかなじもうとします。

また、「DVを受けるのは自分が悪いから」と加害者に思い込まされていたり、「自分さえ我慢すれば済む」と問題の深刻さに気付いていなかったり、「DVは」自分を愛しているからだ」と愛情とDVを混同していたりして、被害者が現実を認識できないこともあります。

個人権啓発課男女共同参画係

☎95-1919

DVに気付いたらどうしようか？(2)



DVは、被害者にも同居する子どもにも深刻な影響を及ぼします。DV被害を受けているのに、被害者はなぜ加害者から離れないのでしょうか？

◆将来へのさまざまな不安

被害者は、加害者から離れた後の経済的な不安、新たに住居や仕事を見つけることや子どもの養育に関する不安など、数々の不安を抱えています。加えて、住み慣れた家や環境、仕事、人間関係、家族の形など、それまでの人生で築いてきたものの多くを失う恐れもあります。

また、被害者は加害者に「逃げたらもつとひどい目にあわせてやる」などと脅され、身動きが取れないこともあります。

◆DVのサイクルの影響

DVには「イライラがたまっていく緊張期→暴力をふるう爆発期→謝ったり優しくしたりするハネムーン期」というサイクル(周期)があることが多く、被害者はDVの後で謝ったり優しくしたりするため、被害者はとても混乱します。

DVは配偶者や恋人といった親密な相手から受けるため、被害者は実際にはひどいことをされているのに「優しい時もあるからDVではない」「DVがない時はいい人だ」と思おうとし、実際にDVが起き被害を受けている現実を客観視することが難しくなってしまうのです。

また、被害者は繰り返し返されるDVによって自信や自己肯定感を奪われています。辛いDVに耐えるため、自分の感覚や感情をまひさせて生活していたり、自分が本当はどうしたいのかわからなくなっていたりする場合もあり、簡単には加害者から離れる決断ができないのです。

◆DV家庭で育つ子どもたち

子どもの前でのDVは児童虐待にあたります。DVのある家庭は緊張した空気に包まれ、子どもは不安や恐怖などのストレス状態に置かれるため、心身にさまざまな症状が現れます。

子どもが初めて目にする人間関係は両親です。DV家庭で育つ子どもは、問題解決の方法としてDVを用いることを学んでしまうことがあります。「子どもだからわかってないはず」ではなく「子どもだからこそ敏感に感じている」のです。

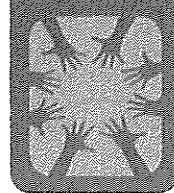
◆一歩踏み出し相談しましょう

DVかなと思ったら、早めに専門機関に相談してください。あなたの人生も子どもの人生も大切です。あなたのために子どもたちのためにも、DVのない安全で安心できる環境に身を置くことが重要です。一緒に考えましょう。

個人権啓発課男女共同参画係

☎95-11919

時代を作っていくのは私たち



令和初のお正月、皆さんはいかがお過ごしですか。今回は、れ・い・わの頭文字から、いくつかのトピックスを紹介します。

◆れ 令和婚

多くのカップルが2019年5月1日に令和になるのを待って婚姻届を出した「令和婚」は記憶に新しいところです。婚姻の一方、結婚せずシングルで暮らす人、離婚や死別で単身世帯になった人の多様化を背景に、今や単身世帯は世帯全体の27.7%を占めています。

日本では同性婚は認められていませんが、性的少数者(LGBTなど)のカップルを「結婚に相当する関係」として自治体が認める「パートナーシップ制度」の導入が、平成27年の東京都渋谷区を皮切りに全国の自治体で進んでいます。

◆い イクメン

イクメンとは、子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性のことをいいます。男性の育児休暇取得率は少しずつ上昇していますが、平成30年調査ではまだ6.16%にとどまっています。また、育児期にある夫の1日あたりの育児・家事関連時間は1時間23分で諸外国の半分にとどまっており、日本では妻の育児・家事負担が大きいことがわかります。

「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」に代表されるような固定的な性別役割分担意識。昭和54年調査では賛成が7割を超えていましたが、平成19年には反対が5割を超え、平成28年にはさらに反対の割合が増えています。性別によって役割や行動を決められることを望まない人が増えているのです。

◆わ ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランスとは、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などの活動を自ら希望するバランスで調和させることをいいます。

「共働き世帯」は年々増加し、「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」を平成9年以降はずっと上回っており、平成30年には「共働き世帯」は「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」の2倍以上の121.9万世帯に増えました。今や、誰にとってもワーク・ライフ・バランスは重要なテーマになっています。

始まったばかりの令和という時代、作っていくのは私たち一人ひとりで、※数字は内閣府男女共同参画局発行「ひとりひとりが幸せな社会のために」令和元年版データ、国民生活基礎調査(平成30年)より。

個人権啓発課男女共同参画係

☎95-11919

生きやすい社会へ

一部の公的書類で、性別欄の省略や、婚姻後の姓と旧姓の併記が可能になったことをご存知ですか。これは、公的書類に性別が記載されることによって性的少数者が不利益を被ったり、結婚後も旧姓で仕事を続ける女性が不便を感じたりする現実に向けたものです。

◆住民票記載事項証明書

性別欄の「省略」が可能

町では、性的少数者に配慮し、平成30年11月1日から印鑑登録証明書の性別欄を廃止しました。また、住民票記載事項証明書は、請求があれば性別の記載を省略することができます。

性的少数者のうち、生まれもった体の性別（戸籍上の性別）と心の性別（性自認）が一致せず違和感があり、心の性別で生きたいと望む人をトランスジェンダーといいます。法律で定められた条件を満たせば戸籍上の性別を変更することは可能ですが、その条件の厳しさや個々の事情・考え方などから、全てのトランスジェンダーが性別変更をするわけではありません。

例えば、生まれもった体の性別と異なる外見で生活している場合、住民票などの公的書類で戸籍上の性別が明らかになると、傷ついたり不利益を被ったりすることが生じ得ます。そこで、性別欄の廃

止や省略ができるようになったのです。

◆住民票とマイナンバーカード

「旧姓」の併記が可能に

令和元年11月5日から、住民票とマイナンバーカードに旧姓を併記できるようになりました。これを受けて、令和元年12月1日から、運転免許証にも旧姓が併記できるようになりました。

夫婦は婚姻の際に夫か妻のどちらかの氏を称するよう民法で定められています。妻が姓を変更（改姓）することが圧倒的に多いのが実情です。

改姓すると、結婚や離婚などのプライバシートナことが職場で明らかになったり、契約の名義変更手続きが生じたりします。また、改姓によって今まで築いてきたキャリアが分断され、過去の自分との連続性が失われたように感じる人もいます。身分証明書として使用されることが多い運転免許証やマイナンバーカード。旧姓併記が可能になって利便性が高まり、結婚後も旧姓を使用して活躍する女性を後押しすることが期待されます。

※手続き方法については、総合窓口課戸籍住民係（☎95-119115）に問い合わせてください。

☎95-119119 個人権啓発課男女共同参画係

独りで悩まないで

人生には何が起きるかわかりません。もし、DV（夫婦や恋人など親密な関係の中で起きる暴力）、ストーカー行為（つきまといや待ち伏せなどを繰り返し行うこと）、性暴力（望まない性的な行為の全て）などの被害に遭ってしまった時は、どうか独りで悩みを抱え込まず、できるだけ早めに、信頼できる人や下表の相談先に相談してください。下表の相談先は無料で、性別にかかわらず相談できます。

◆京都府家庭支援総合センターとは？

家庭内で起きるさまざまな問題についての総合的な相談所です。配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者の支援も行っています。京都府南部家庭支援センターでも相談できます。

◆京都SARA（サラ）とは？

性暴力の被害に遭った方に、行政、医療機関、警察、弁護士会、民間団体などが連携して、被害直後から中長期にわたる総合的な支援を行っています。

◆精華町こころの相談室とは？

人間関係やストレスなどのこころの悩みに、臨床心理士や家庭支援専門相談員などが対応しています。相談は予約制で、場所は「京都大和の家」です。相談日は月4回、本誌と町ホームページに毎月掲載しています。

相談内容	相談機関	電話番号	相談日時
DV相談	京都府家庭支援総合センター	075-531-9910	毎日 (9:00~20:00)
	京都府南部家庭支援センター	0774-43-9911	平日 (9:00~17:00)
	木津警察署生活安全課	0774-72-0110	毎日
	精華町人権啓発課	0774-95-1919	平日 (8:30~17:15)
性暴力相談	京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター 京都SARA（サラ）	075-222-7711	毎日 (10:00~22:00)
ストーカー相談	京都ストーカー相談支援センター（京都府警察本部）	075-415-1124	毎日24時間
こころの相談	精華町こころの相談室（電話で予約）	0774-98-3909 平日 (10:00~16:00)	毎月4回

☎95-119119 個人権啓発課男女共同参画係

令和2年度男女共同参画推進事業実施状況

- 1) パネル展示
 - ・ふれあいまつり(5/31)【中止】
 - ・男女共同参画週間(6/23~6/29)
 - ・女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12~11/25)
- 2) 広報
 - ・男女共同参画ミニ通信 年間12回 広報「華創」・町ホームページ
 - ・マザーズジョブカフェ、京都府男女共同参画センター事業等の周知
- 3) 住民向け講座
 - ・男女共同参画講座 令和3年3月23日 石蔵文信氏
- 4) 啓発資材配布
 - ・パネル展示の際に、カードや冊子等啓発資材を配架
 - ・DV防止啓発冊子の配布
(町内保育所、子育て支援センター、大和の家、町内医療機関)
 - ・街頭啓発 11月12日~25日の間で1回【中止】
 - ・町立図書館でDV関連書籍等の紹介パンフレット及び啓発資材配架11月中
 - ・がん検診の際に、カードや冊子等啓発資材を配架 2月
- 5) 庁内推進体制
 - ・職員研修(新規採用職員研修等) 4月2日
 - ・男女共同参画推進会議 年1回 8月18日(書面報告)
 - ・男女共同参画推進研究会(ワーキンググループ) 年1回
 - ・男女共同参画審議会 年1回
- 6) DV被害者支援
 - ・京都府及び山城管内ネットワーク等会議参加【未実施】
 - ・相談員配置及び研修参加
 - ・庁内連携会議開催(必要に応じて)
- 7) 相談事業
 - ・精華町こころの相談室事業実施(委託)
- 8) 計画推進
 - ・計画進捗状況調査(全庁)
- 9) 教育との連携
 - ・成人式で啓発冊子配架
- 10) 企業啓発
 - ・男女共同参画推進状況調査

令和3年度男女共同参画推進事業実施計画（案）

- 1) パネル展示
 - ・ふれあいまつり（5/30予定）
 - ・男女共同参画週間（6/23～6/29）
 - ・女性に対する暴力をなくす運動期間（11/12～11/25）
- 2) 広報
 - ・男女共同参画ミニ通信 年間12回 広報「華創」・町ホームページ
 - ・マザーズジョブカフェ、京都府男女共同参画センター事業等の周知
- 3) 住民向け講座
 - ・男女共同参画講座 令和3年8月予定
- 4) 啓発資材配布
 - ・パネル展示の際に、カードや冊子等啓発資材を配架
 - ・DV防止啓発冊子の配布
（町内保育所、子育て支援センター、大和の家、町内医療機関）
 - ・街頭啓発 11月12日～25日の間で1回
 - ・町立図書館でDV関連書籍等の紹介パンフレット及び啓発資材配架（11月中）
 - ・がん検診の際に、カードや冊子等啓発資材配架（2月）
- 5) 庁内推進体制
 - ・職員研修（新規採用職員研修等） 4月2日
 - ・男女共同参画推进会議 年1回
 - ・男女共同参画推進研究会（ワーキンググループ） 年1～2回
 - ・男女共同参画審議会 年2回
- 6) DV被害者支援
 - ・京都府及び山城管内ネットワーク等会議参加
 - ・相談員配置及び研修参加
 - ・庁内連携会議開催（必要に応じて）
- 7) 相談事業
 - ・精華町こころの相談室事業実施（委託）
- 8) 計画推進
 - ・計画進捗状況調査（全庁）
- 9) 教育との連携
 - ・成人式で啓発冊子配布

○精華町男女共同参画推進条例

平成25年3月29日

条例第24号

目次

前文

第1章 総則(第1条～第10条)

第2章 基本的施策(第11条～第20条)

第3章 苦情及び相談への対応(第21条・第22条)

第4章 精華町男女共同参画審議会(第23条)

第5章 雑則(第24条)

附則

精華町は、平城京(奈良)、平安京(京都)等の都を結ぶ文化の回廊に位置し、豊かな自然の中で古くから農業を中心に人々の暮らしが営まれてきました。近年、関西文化学術研究都市の中心地として、最先端技術の研究施設や新しい街並みが加わり緑と調和した都市の形成が進んでいます。

わが国では、日本国憲法にうたわれた法の下での平等と、国際社会における取組と連携した男女共同参画社会の実現を目指して、男女共同参画社会基本法が制定されました。精華町においても平成17年に精華町男女共同参画基本計画を策定し、一人ひとりが暮らしやすいまちを目指して様々な施策を推進してきました。

しかし、住民の意識には差があり、地区によっては性別による固定的な役割分担意識や慣行が今なお根強く残っており、個々の個性や能力が十分に発揮されていない状況があります。

また、仕事と生活とが調和した社会生活を営むことが難しい環境にもあり、すべての人がお互いの人権を尊重しあい多様な生き方を選択することのできる男女共同参画社会の実現には多くの課題が残され、なお一層の努力が必要です。

今後さらに少子高齢化や社会の急激な変化が進む中、学研都市の中核地にふさわしい活力ある生活環境を実現するためには、社会のあらゆる分野で男女共同参画の推進に取り組まねばなりません。

こうした現状を踏まえ、精華町は、男女共同参画の推進を主要な政策と位置づけ、町に関わるすべての人が協力・連携して、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる真に豊かなまちづくりに取り組むため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、精華町における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、住民、事業者、住民活動団体、教育関係者及び町の責務を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本となる事項を定め、「一人ひとりが暮らしやすいまち」を目標に、住民一人ひとりが人権を尊重され、生き生きと暮らすことのできる男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 性別にかかわらず、すべての人が個人として尊重され、自らの意思により、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場における活動に参画し、個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、共に責任を担うことをいう。
- (2) 住民 町内に居住又は町内で活動するすべての個人をいう。
- (3) 事業者 町内において、営利であるか非営利であるかを問わず、事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 住民活動団体 町内において活動を行う住民団体及びコミュニティ活動のための組織等をいう。
- (5) 教育関係者 町内において、あらゆる教育及び保育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野での活動における男女間の格差を是正するため、男女のいずれか一方に対し、積極的に参画する機会を提供することをいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により他の者に不快感を与え、就労環境その他の生活環境を害すること、又は不利益を与えることをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある、又は親密な関係にあった者の間での、身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力をいう。
- (9) ワーク・ライフ・バランス 一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責

任を果たすとともに、仕事と家庭や地域生活等との調和が保たれ、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択及び実現できることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画を推進するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 男女の人権の尊重 すべての人が個人として尊重され、性別による差別的な扱いを受けることなく、能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 社会における制度及び慣行についての見直し 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行が改善され、住民が社会活動に制限を受けることなく参画し、多様な生き方が自由に選択できること。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 住民が、社会の対等な構成員として、町における政策又は事業者、住民活動団体等その他の団体における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭生活と社会活動の両立 住民が、互いの協力及び社会の支援の下、家事、育児、介護等の家庭生活における活動及び職業生活、その他の社会における活動に対等に参画でき、ワーク・ライフ・バランスが保たれること。
- (5) 次世代の育成 次代の社会を生きる子どもを「こころ豊かに育む」ために、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場において、住民が共に参画し責任を担い、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりへの取組が進められること。
- (6) 男女の生涯にわたる健康の確保 男女が、互いの性についての理解を深め、妊娠、出産等について双方の意思が尊重されるとともに、生涯を通じて健康な生活を営む権利が保障されること。
- (7) あらゆる教育の機会における男女共同参画への理解を深める取組 家庭、学校、職場、地域その他あらゆる教育及び学習の機会において、個人として自ら学び、考え、決定して行動することの重要性を認識し、男女共同参画への理解を深めるための取組がされること。
- (8) 性別による人権侵害の禁止 セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)、ドメスティック・バイオレンス(DV)その他の男女共同参画を阻害する暴力的行為は、犯罪又は人権侵害であるとの認識の下、その根絶を目指すこと。また、男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人その他のあらゆる人の人権についても配慮されること。
- (9) 国際的視野での協調 男女共同参画社会の実現に当たっては、国際社会における取組に留意し、国際的な協調の下に行われること。

(町の責務)

第4条 町は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

- 2 町は、国及び他の地方公共団体と連携を図り、住民、事業者及び住民活動団体、教育関係者と協働して、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施しなければならない。
- 3 町は、率先して男女共同参画の推進に取り組むとともに、事業者の模範となるよう努めなければならない。

(住民の責務)

第5条 住民は、基本理念に基づき、男女共同参画についての理解を深め、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 住民は、町が実施する男女共同参画に関する事業に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、雇用している、又は雇用しようとする人について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、ワーク・ライフ・バランスのとれる就労環境づくりに努めなければならない。

- 2 事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(住民活動団体の責務)

第7条 住民活動団体は、基本理念に基づき、その団体活動において、男女が対等に参画できる機会を積極的に確保するよう努めなければならない。

- 2 住民活動団体は、町が実施する男女共同参画に関する事業に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第8条 教育関係者は、男女共同参画を推進する上での教育の果たす役割の重要性を認識し、基本理念に基づき、教育を行うよう努めなければならない。

2 教育関係者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に取り組むよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第9条 住民は、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的な扱い及び人権侵害を行ってはならない。

2 住民は、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(情報及び表現に関する留意事項)

第10条 住民は、広く提供する情報において、次に掲げる表現を行わないよう努めなければならない。

(1) 性別による固定的な役割分担意識を肯定し、助長し、又は連想させる表現

(2) 性別による暴力的行為を肯定し、助長し、又は連想させる表現

(3) 性別による偏見を肯定し、又は助長する表現

(4) 過度の性的な表現

第2章 基本的施策

(基本計画)

第11条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 町長は、基本計画を策定又は変更するときは、精華町男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、住民の意見を反映させるよう努めなければならない。

3 町長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 町長は、社会情勢の変化に対応し、男女共同参画の推進のため、必要に応じて基本計画の見直しを行わなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第12条 町は、あらゆる施策を定め、実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(推進体制の整備等)

第13条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための推進体制を整備する。

2 町は、男女共同参画に関する施策を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第14条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を定めること及びその推進に必要な事項について、調査研究を行うとともに、その成果を施策に反映させるものとする。

(住民等の理解を深める取組)

第15条 町は、住民等の男女共同参画に関する意識及び理解を深めるよう、情報提供及び広報活動等の充実に取り組まなければならない。

(積極的改善措置)

第16条 町は、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女の間に参画する機会の格差が生じている場合は、住民等と協力し、積極的に格差を是正するための措置を講じるよう努めなければならない。

2 町長は、あらゆる審議会等の委員を委嘱し、又は任命する場合には、できる限り男女の均衡を図るよう努めなければならない。

(住民等の活動への支援)

第17条 町は、住民等に対して、男女共同参画の推進活動に関する情報の提供、人材の育成及びその他必要な支援を行うよう努めなければならない。

(雇用における男女共同参画の推進)

第18条 町は、事業者に対し、雇用における男女共同参画の推進活動に関する情報提供等必要な支援に努めなければならない。

(事業者等からの報告)

第19条 町長は、男女共同参画の推進に関する現状及びその他必要な事項について、事業者及び住民活動団体等に報告を求めることができる。

(施策の実施状況の公表)

第20条 町長は、毎年度、基本計画に基づく施策の実施状況について、広く住民に周知できるよう工夫して公表しなければならない。

第3章 苦情及び相談等への対応

(苦情等への対応)

第21条 町は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項に関して住民等からの苦情及び意見の申出があった場合は、問題解決に向けた適切な対応をするものとする。

2 町は、相談及び苦情の申出に係る処理制度への住民等の理解を深めるため、その普及啓発を行うものとする。

(相談等への対応)

第22条 町は、性別による差別的な扱い、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスによる被害若しくは不利益を受けた者からの相談があった場合は、被害者保護のために必要に応じて関係機関と連携し、解決に向けた適切な対応をするものとする。

第4章 精華町男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第23条 男女共同参画の推進に関して必要な事項を調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく町長の附属機関として、精華町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、第11条第2項に規定する事項のほか、男女共同参画の施策の推進に関し必要な事項について町長に意見を述べることができる。

3 審議会は、町長が委嘱する委員13人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

○精華町男女共同参画推進条例施行規則

平成25年6月14日

規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、精華町男女共同参画推進条例(平成25年条例第24号、以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(苦情・意見等の申出)

第3条 条例第21条第1項の規定による苦情及び意見等の申出を行う者は、次に掲げる事項を記載した苦情・意見等申出書(別記様式第1号)を町長に提出しなければならない。ただし、町長が当該申出を書面により行うことができない特別の理由があると認めるときは、口頭その他適切な方法でこれを行うことができる。

(1) 申出を行う者の氏名及び住所(団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)並びに電話番号

(2) 申出の趣旨及び理由

(3) 他の機関への相談等の状況

(4) 申出の年月日

(5) その他町長が必要と認める事項

(審査等を行わない申出等)

第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当する事項については、処理することができない。

(1) 判決、裁判等により確定した事項

(2) 裁判所において係争中又は行政庁において不服申立ての審理中の事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)その他の法令の規定により処理すべき事項

(4) 議会に請願又は陳情を行っている事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、処理することが適当でないと認められる事項

2 前項各号のいずれかに該当するときは、町長は速やかに申出者に対し、当該申出等が処理できない理由を苦情・意見等処理結果通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

(担当所属への調査等)

第5条 町長は、前条第1項の規定による調査等を行わない事項に該当しない申出については、当該苦情・意見等に関する施策を担当する所属(以下「担当所属」という。)に施策の内容を照会する等の必要な調査等を行うものとする。

(精華町男女共同参画審議会の意見聴取)

第6条 町長は、前条に規定する調査等のほか、特に必要があると認めるときは、条例第21条第1項及び第23条第2項の規定により、必要に応じて精華町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聞くものとする。

(苦情・意見等の処理決定)

第7条 町長は、第5条に規定する担当所属への調査等及び前条に規定する審議会からの意見を踏まえ、苦情・意見等への処理を決定し、申出者に対し、苦情・意見等処理結果通知書(別記様式第2号)により、通知するものとする。

2 町長は、前項に規定する苦情・意見等の処理決定について、必要と認めるときは、担当所属に対して指示するものとする。

(男女共同参画審議会)

第8条 条例第23条に規定する審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 精華町住民

(3) 関係団体の代表者

(4) その他町長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第9条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第10条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 2 審議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第11条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。
- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
 - 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
 - 6 部会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替える。

(関係者の出席等)

- 第12条 審議会及び部会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

- 第13条 苦情・意見等への対応及び審議会の庶務は、男女共同参画政策主管課において処理する。

(その他)

- 第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会の招集及び会長が選任されるまでの間の審議会の主宰は、町長が行う。

別記様式第1号(第3条関係)